

9 更衣室・シャワー室

チェックポイント

- ① 出入口や室内等一連の動作スペースに段差がないか、車いすで通過しやすい幅となっているか
- ② 手すりが連続的に設置されているか
- ③ シャワー室は車いすで利用できる広さとなっているか
- ④ 水栓器具は操作しやすいものとなっているか
- ⑤ ベンチやロッカーは利用しやすいものとなっているか

<福祉のまちづくり条例施行規則の整備基準より関係箇所を抜粋>

- 一 更衣室・シャワー室の出入口のうちそれぞれ1以上は、次に定める構造であること。
 - (一) 幅は80センチメートル以上であること。
 - (二) 床面には、通行の際に支障となる段差が設けられていないこと。
- 二 シャワー室は、その1以上（男子用および女子用の区分がある場合にあっては、それぞれ1以上）は、次に定める構造であること。
 - (一) 手すりが設けられていること。
 - (二) 1以上の水栓器具は、レバー式、光感知式等によりその操作が容易なものであること。

【整備のポイント】

- ・ 車いす使用者が利用しやすいよう、出入口の幅および室内スペースを確保し、出入口、脱衣・洗面所、シャワー室の段を解消しましょう。
- ・ シャワー室の周囲には安全確保（転倒防止）、立ち上がり補助（身体支持）、移動補助に配慮し、手すりを設けます。
- ・ 水栓器具は、シャワー室での動作の障害にならない位置に設置し、操作しやすいものを考慮しましょう。

【整備の手引き】

出入口

- ◎ **幅は80cm以上**とし、**段差を設けない**ようにします。
- 出入口前後に車いす使用者が直進でき、方向転換できるスペース（140cm×140cm）を設けることが望ましい。
- ◎ 更衣室・シャワー室まで支障なく移動できるよう**段を設けない**ようにします。

シャワー室の寸法

- シャワー室室内で車いすが転回できるスペース（直径150cm以上の円）を確保することが望まれます。

設備・備品等

手すり

- ◎シャワー室室内およびシャワー室周囲に手すりを取り付け、必要に応じ連続して設置します。
- 手すりは水平および垂直に取り付けることが望まれます。
- その他 58 ページ「手すり」を参照してください。

水栓器具

- ◎水栓器具は、**レバー式等の操作のしやすいもの**とします。
- サーモスタット（自動温度調節器）のついた水栓には、適温の箇所に認知しやすい印等をつけるとわかりやすいです。

シャワー

- シャワーは可動式とし、シャワーヘッドは、上下2箇所の使いやすい位置にヘッド掛けを設けるようにするか、垂直に取り付けたバーに沿ってスライドして高さを調節できるものとし、座ったままでも使用できるようにすることが望まれます。

緊急通報ボタン

- 分かりやすい位置に緊急通報ボタンを設置しましょう。

収納棚

- 車いすでの使用に適する高さおよび位置に設置しましょう。

下端：30cm 程度 上端；150cm 程度 奥行き：60cm 程度

- 下部には車いすのフットレストが入るスペースを確保するとよいでしょう。

脱衣・洗面所の設備

- 着替えの際には、ベンチ等の上に横になる必要のある場合もあるため、大型の脱衣ベンチを設置するとよいでしょう。

- ・大型ベンチの寸法
高さ：40～45cm 程度 幅；180cm 程度 奥行き：60cm 程度
- ・上体の寄り掛かるヘッドボードをつける。
- ・表面仕上げはクッション材付きとする。

- 洗面設備を設ける場合は、44 ページ「トイレ」の洗面所箇所を参照してください。

床（更衣室・シャワー室共通）

- 床は、濡れても滑りににくく、かつ転倒時や床をいざって移動する場合を考慮し、体を傷つけないような材質を考慮します。
- できる限り床マットを装備します。